

館長だより第7号（2018／4）

風土記の選進（せんしん）

和歌山県立紀伊風土記の丘の様々な部分について触れてきましたが、当館に近接する地域には「風土記の丘」あるいは「紀伊風土記」という言葉を用いた事業所などが多く見かけます。このように近隣周辺の方々に「風土記」が認知されているのだということでありがたく感じています。ところで風土記とはいかなる経緯で作られたものなのでしょうか？ またその内容はどのようなものがあるのでしょうか？

8世紀の初めには、『古事記（こじき）』が編まれ、次いで中国の史書になららって漢文編年体（かんぶんへんねんたい）の『日本書紀』が舎人親王（とねりしんのう）らによって選進されました。このあと10世紀初期まで同じ漢文編年体の正史がつぎつぎとだされました。これを総称して『六国史』といいます。また同じころ、朝廷は国ごとに、各地の伝説や地理・産物を記した『風土記』をつくらせました。今回はその『風土記』そのものについて考えてみたいと思います。

『風土記』という名称は奈良時代に編纂（へんさん）された『続日本紀（しよくにほんぎ）』和銅6年（713）5月条にみられる記事にその源が求められます。そこには、次の記述があります。「五月甲子、畿内七道の諸国郡郷の名は好（よ）き字をつけよ。その郡内の生ずるところの銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等の物は具に色目を録さしめ、および土地の沃せき、山川原野の名号の由る所、又古老の相伝旧聞異事は史籍にのせて、言上せしむ」とあります。ここには『風土記』の編纂の目的や方法がまとめて書かれています。それらを簡単に要約すると次のようになります。

まず畿内七道の諸国の郡郷の名前には好き字をつけなさい。この好き字とは吉祥な文字ともされ、悪い意味合いのある文字は避けられたようです。具体例としては、播磨国（はりまこく）に生野（いくの）という地名がありますが、荒ぶる神が通行人を殺害したという伝承から、かつては「死野（しにの）」とされていました。しかしその名が良くないので、「生野」という名前に変更されました。ちなみにこの「生野」は有名な生野銀山（兵庫県朝来市）などで知られる場所です。

次には、「郡内生じるところの……（略）、具（とも）に色目（しきもく）を録（ろく）さしめ」とは、その郡内から出る銀や銅など、またそこに棲息する動物や生育する植物などについてそれぞれを記録しなさい。さらに土地の沃墾（よくせき）すなわち、土地が瘦（や）せているか肥沃（ひよく）かということなど、また「山川原野……」についてはそれらの地名の由来について、又古老が伝える旧聞異事（きゅうぶんいじ）などについて、いずれも書物に書き上げて届け出なさいとあります。

以上のような内容で全国に提出を求めて、編纂されたものが『風土記』です。しかしその編纂は順調には進まず、現在まで完全な形で残っているのは、わずかに『出雲国風土記（いずもくにふどき）』の1国のみです。また一部が欠けているものの多くの部分が残されているものには播磨（はりま・現在の兵庫県）、豊後（ぶんご・現在の大分県）、常陸（ひたち・現在の茨城県）、肥前（ひぜん・現在の熊本県）の4国です。このほか一部のみ残されている、いわゆる逸文（いつぶん）がみられるのは丹後（たんご・京都府）、備後（びんご・広島県）など50か国に及んでいます。これらには、浦島太郎伝説が『丹後国風土記』逸文に浦島子（うらしまこ）伝承として詳しく記述され、『大隅国風土記（おおすみこくふどき）』逸文には古代の酒づくりの一つである口噛み酒（くちかみしゅ）の話があります。

ただし、紀伊国（和歌山県）については残念ながら、隣接する河内、和泉（大阪府）、大和（奈良県）とともに、現在のところ編纂されたのかどうか分かりません。ただ国の命令ですので、それには従っていたと思いますが、残念ながらその痕跡は確認されていません。